

## 委員長報告概要 参考資料

### 民生福祉常任委員会

第1条	<p><b>【条例の目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新条例の目的「生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与」</li> <li>・特措法の目的「空家の適正な管理」に加え、「あわせて空家等の活用を促進するため、…地域の振興に寄与」</li> </ul>	
	これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条「空家等の利用促進に関する施策の実施」、第7条の「空家対策計画」、第8条の「空家対策協議会の協議事項」には「空家等の活用」も含まれており、新条例には「空家の活用」に関する規定も含まれている。</li> <li>・新条例の目的に「空家の利活用による地域振興」を加える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新条例の目的を『～市民等の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進並びに空家等の活用促進による地域の振興に寄与することを目的とする』に修正する。</li> </ul>
第2条	<p><b>【定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等・・・『周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等』</li> <li>・管理不適切空家等・・・『周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等（特定空家等を除く）』</li> </ul>	
	これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の表現では特定空家等と管理不適切空家等の区分が不明確である。</li> <li>・管理不適切空家等は、特措法に規定がなく、本市独自の概念であり、新条例で規定した理由は「特定空家ではないが、そのまま放置しておけば特定空家になるおそれがある空家に対し、それを未然に防ぐ手段を講じるため」と思われる。したがって、その趣旨が明確になるような定義とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不適切空家等の定義を『～適切な管理がされておらず、<u>特定空家等になるおそれのある空家等をいう。</u>』に修正する。</li> </ul>
	<p><b>【定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4号 所有者等 市内に所在する空家等の所有者又は管理者をいう。</li> <li>・第5条 <u>空家等の所有者等は、周辺の生活環境…</u> ・第9条 <u>～当該管理不適切空家等の所有者等又はその…</u></li> </ul>	
	これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条、第9条の「所有者等」の前に「空家等の」、「管理不適切空家等の」とあることから、第2条において定義すべき所有者等とは「空家等の所有者又は管理者」ではなく、一般的な不動産の「所有者又は管理者」のことであると思われる。</li> <li>・新条例は第1条に「特措法に定めるもののほか」と定めているように、特措法を補完する条例であることから、特措法の規定と整合性をとる必要がある。特措法では「所有者等」の定義はなく、特措法第5条において『空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）』としている。これは略称規定であり、「所有者又は管理者」の略称を「所有者等」としたものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の「所有者等」の定義を削除し、特措法と同様に基本理念の中で略称を規定する。空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）</li> </ul>

第4条	<b>【市の責務】</b>	
	・市は、空家等の適切な管理及び活用促進等に関する必要な施策を実施しなければならない。	
	これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論
	・基本理念を定めた場合、市は基本理念に基づき、事業を行う責務がある。	・『市は、 <u>基本理念にのっとり</u> 、空家等の適切な管理及び活用促進等に関する～』に修正する。
第8条	<b>【協議会委員の構成】</b>	
	・第2項「法に規定する者のうちから市長が委嘱する」	
	・第5項「協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める」	
	これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論
	・特措法では、首長以外の委員については例示程度で、各市町村の実情に応じて首長が定めることとされている。	・委員構成は協議会の組織に関する事項であり、新条例で規則委任している以上、規則で定めるべきである。
	・新条例第8条第3項で「協議会の組織について必要な事項は、規則で定める」と規定されているが、規則案には組織の規定がなく、特措法の範囲内でその都度、市長が定める方針のようである。	
<b>【規則委任】</b>		
・第5項「協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める」		
・特措法第7条第3項「協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める」		
これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論	
・「協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める」とされているが、特措法第7条第3項で「協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める」と規定されていることから、規則で定めることは適当ではない。	・「 <u>及び運営</u> 」を削除する。	
第9条	<b>【支援】</b>	
	・旧条例第13条「必要な支援」、特措法第12条「必要な援助」	
	・新条例「情報の提供又は助言若しくは指導」	
これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論	
・管理不適切空家等が特定空家等となることを防ぐための方策を規定しているものであるが、その方策として情報の提供、助言、指導に加え「支援」も必要である。	・『 <u>情報の提供、助言その他必要な援助又は指導</u> 』に修正する。	
・管理不適切空家等は本市独自の空家の区分であり、特措法第12条が適用される空家でもあるため、整合性を取る必要がある。		
その他	<b>【基本理念】</b>	
	・新条例は、特措法に規定されていない管理不適切空家等の取扱いや努力義務を義務規定にするなど、一部上乗せし、改正しているが、上乗せをする理由が明記されていない。	
	・他市では、空家対策に関する基本理念を条例に規定しているところもある。	
これまでの議論、修正理由等	委員会の対応、結論	
・新条例は、協議会の設置のみではなく、特措法に規定されていない管理不適切空家等の取扱いや努力義務を義務規定にするなど、特措法の規定に上乗せした内容での改正となっている。つまり、国の方針以上に空家対策に取り組む姿勢を示したものであるため、その姿勢を明確にするため、本市の基本理念を新条例に盛り込むことは非常に有効である。	・ <u>第3条に基本理念の条を追加する。</u> 別紙のとおり	

